略するときも同様とする。また、第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第２号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」の欄を設けて、特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の３の３第３項第３号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が２以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国・地域名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

2　特許法第41条第１項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」（備考１に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「平成何年何月何日提出の特許願」のようとする。また、第27条の４第５項の規定により、第27条の３の３第３項第２号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」の欄を設けて、特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の３の３第３項第３号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許法第43条第２項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が２以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）
【パリ条約による優先権等の主張】
　【国名】
　【出願日】
　【出願番号】
　（【出願の区分】）
　（【アクセスコード】）
　（【優先権証明書提供国（機関）】）
　（【提供国（機関）における出願の番号】）

また、当該優先権の主張が同法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定によるものであるときは、「（【優先権の主張】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の２第１項（同法第43条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張」と記載する。

2　特許法第41条第１項の規定による優先権を主張しようとするときは、「【優先権の主張】」（備考１に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」）の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」の欄には「平成何年何月何日提出の特許願」のよう